

第五回 国会 地方行政委員会 議事録 第三十四号

昭和二十四年七月二十日(水曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長代理理事 川西 清君
理事 大泉 寛三君 理事 川本 末治君
理事 菅家 喜六君 理事 福田 篤泰君
理事 久保田 鶴松君 理事 藤田 義光君
理事 立花 敏男君
大内 一郎君 河原伊三郎君
清水 逸平君 野村專太郎君
門司 亮君 千葉 三郎君
谷口善太郎君 田中 豊君
井出一太郎君

委員外の出席者

國家地方警察 溝淵 増己君
本部次長 萩田 保君
總理府事務官 萩田 保君
専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

本日の會議に付した事件

地方財政に関する件
警察及び消防に関する件
平市における警察署占拠事件に関する報告聴取

○川西委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が御病氣のため私が委員長の職務を代行いたします。

この際御了承をお願いすることがございます。先般福島縣平市の警察署占拠事件に關しまして、法務委員会から現地調査のため委員の派遣を議長に申請いたしましたところ、議院運営委員会におきまして、地方行政委員会と連

絡の上派遣をいたすようにとのことでありましたので、さつそく法務委員会から本委員長に連絡がございました。

ときに各位には出張中の方、あるいは旅行中の方が多数ございまして、在京の各位がほとんど少数と見受けましたので、十分な連絡もできず、何分緊急な場合であり、委員会を開会すること

も困難と認められましたので、とりあえず大内一郎君及び専門員有松昇君にお願いをいたしまして、現地に出張して調査していただくこととし、すでに調査も終了いたしましたので、何とぞ御了承をお願いいたします。それではこれから現地調査について派遣委員大内一郎君からその報告をお願いいたし

ます。

○大内委員 ただいま委員長からお話があつたような事情によりまして、私が有松専門員とともにこの事件を調査したような次第でございます。その一切の状況は復命書によつてお手元に配付してありますから、それをごらんいただければ、御了解いただけると思つておりますが、とにかく警察署が暴動的行動によつて占拠されたというよう

なことは、近來珍しい事件であり、全国的に人心を衝動せしめるような事件であつたことを考えまして、私はその点について私どもの調査したごく概要の一端を申し上げてみたいと思つて

あります。

それは要するに福島縣において常磐炭田と言われている炭鉱地帯であり、そこには無知の労働者がたくさんおり

まして、特に企業整備というようなことであります。矢張り炭鉱というよう

なものは、ほとんど事業を休止しておるような状態になりまして、多数の失業業者が出たことと、これに對して共産黨方面の煽動があり、また朝鮮人連盟等がこれに相呼應しまして、それ

で起つた事件を起したような次第なのであります。各新聞記者の諸君と座談会を開いていろ／＼承つたのであります。したが、その際にも無知の労働者が、ある方面に煽動されて起つた行動に出たというような話が、大多数を占めておつたようであります。がよう

な次第でありますから、事件が起りました。また一方警察署から召喚状が出た

り、あるいは騒擾罪として検察されるようになつてからというものは、ほとんど鎮靜になりまして、現在においてはこうした行動に出たことを後悔して

いるような情勢を呈しているように、私もこれは認めてゐるような次第であります。一切は復命書に盡されておりますから、復命書以外にこうした情勢を呈しているということ、また復命書

にありますが、國家警察と自治体警察とが一体となつて、相協力してこの事件の鎮壓に協力した。あるいはこの事件によりまして、將來日本の警察制度に對して、相当改革する必要があ

るといふような点につきましては、平市長の鈴木辰三郎君その他地方の有力者から、たび／＼こうした意見があつたやうであります。これも復命書に盡

されておりますから一切を省略いたしまして、私はこの点を申し上げて、私の報告の終りといたします。

○川西委員長代理 なおお配りいたしましたこの復命書の中で、ちよいちよい出て來ますけれども、群衆の数が約百五十名とあるのは、約二百五十名の誤りでありまして、さよう御訂正願

います。

ただいま大内委員から報告を聴取いたしましたのでありますが、この報告を了承することについて、緊急かつ重要でありますので、平市警察署占拠事件調査報告書を議長に提出いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり

○川西委員長代理 異議ありの理由は……

○立花委員 たとえば四ページなんです。が、附近に散在する矢郷、内郷、壽その他の炭鉱によつて職を失つたとい

ふ、しかしてそこに働く労働者は、朝鮮人やその他程度の低い者たちが多いので、この言葉があるのですが、これは事実と相違していると思つて

あります。これをお書きになつた資料をお示し願ひたいと思ひます。

た報告書を書いた次第であります。

○立花委員 お書きになつておる言葉自体から受けますところは、調査に行かれた方が、客観的な資料に基いてお書きになつたとか受けておられないのであります。今の御説明によりまして、新聞記者が言つておつたから書いたといふように聞きますが、私どもの

實地に基く調査によりまして、矢郷、内郷、壽におります炭鉱労働者は、ここに書いてありますように朝鮮人が多数を占めてゐるというところは絶対にありません。この点で根本的に間違つておると思つたので、こゝういふ間違

いを含んでおるものを、今さつそく私たちが認めるわけには行きません。その他類似の問題がたくさんあるものであります。が、この問題だけを指しまして、

今度の事件がここにお書きになつてゐるやうに、この炭鉱の労働者や、朝鮮人諸君その他程度の低い者が多いので、中心となる指導者は容易に彼らを、右にも左にも向け得る情勢にある。これが根本的な考え方になつておるやうですが、この中心的な調査がこゝういふやうな事実に基づかない、新聞記者が言

つておつたからお書きになつたといふことは、私たち承服できませんし、衆議院の調査團として、はつきりした資料に基かずに、事実と相違したことをお書きになつてゐるという点でも承服できません。

○菅原委員 ただいま福島縣平市に起きた不祥事件の報告が大内委員よりございました。その復命書を今初め

て拜読したのであります。これで本員は異議ないと思ひますが、今立花委員より承服できないその理由は、この復命書にありません。ここに働いておる人は、朝鮮人諸君その他程度の低い者が多かつたのである。それらを中心とした指導者だという字句がある。これを承認できないということであり、ひとりこれが平市事件のみでなく、平市の騒擾事件と同様に、郡山、若松、福島その他の都市に、共産党の諸君が中心をなしたところの騒擾事件というものが起きておるのであります。この真相は私は本委員会より依頼は受けなかつたのであります。当然自分の所管であり、この真相を確かめておく必要があると思ひましたので、一週間ほど現地のすべての調査をいたしまして、私は私の調査資料をここに持つて来ておるのであります。非常にそれは廣汎になりますので、これをいづれ文書を持つて参考資料として委員長まで提出したいと思ふのであります。この四市における状況を見ますと、一言にして盡せば決してこの問題は當つていないことはいくつかの資料を私は持つておる。程度の低い者がやつておるということ。私が郡山警察署にこの事件の真相調査に行きまして警察署を下つて商工会議所に行かんとすると、郡山市街の一番重要な道路の四つ角に來ましたところが、赤旗を持つた共産党の郡山工機部に勤めておる者でありまして、氏名もわかりませんが、四つ角の道路の真中にあぐらをかいて、昔の農民などが吸つておつたやうな大きな、われ／＼の方ではきせると言つておりますが、パイプのやうな

きせるの太いやつで、たばこをよかし、四つ角の真中にあぐらをかいて、吉田内閣はつぶしてしまへ、今の政府にまかしておくと、鉄道をアメリカに賣つてしまへ。阿波丸事件は意外であつたが、これはみんな民自党の諸君が金をもらつてやつた事件なんだという。まさにきちがいじみたことを、大道の辻の真中に、一人あぐらをかいて、赤旗を道路にさしてやつておつたのであります。これが程度が高いと言へるでありましょうか。こういうのは、共産党の諸君といへども、程度の低い黨員と見なければならぬ。私は帰るときに共産党の渡辺義通代議士と一語になりましたから、この話をしましたところが、それは困つたものだ、実際にあつたのかと言ふから、あつたか否か、君多数の人が見ているのだからわかる、自動車も通れなかつたと言つたのですが、かくのとき種類の運動、あるいは夜中の二時ごろ、何らの届出をせずして、赤旗を持つた七、八百名の者が郡山市中を、革命歌を歌いながら歩きまわるといふやうなことが、程度の高い者にでき得るでありましょうか。合法的に一つの運動をなさることは何ら異議はないのであります。みな人の寝静まつているときに、かかる非常識な、憲法も、法律も規則も何も無視したやうなやり方をする者は、私どもは程度の高い人に見なすことはできないのであります。ことにここにあります。程度の低い者がその中に多くあつたといふやうなことは、決して真相に遠ざかつたものじやない。平においても同様な事件がいくつでもあります。その事実を述べるとおつしやるならば、私は具体的に数

多くのものを持つておりますから述べますが、その数多く述べなくても、ここに書いてある、程度の低い者があつたといふやうなことは、これは首肯し得ることでありまして、それから朝鮮人がここにあられないといふことですが、朝鮮人がどのくらいこれに入つてゐるかといふことは、目下騒擾罪で上げられてゐる事実を見ましても、平市件において非常に朝鮮人が多かつたといふことも事実であります。共産党の諸君のどなたが行つてお調べになつたかわかりませんが、朝鮮人が少いとか、多いとかいふやうな字句にとらわれ、この復命書を承認できないといふやうなことは、私は首肯しがたいところでありまして、

なお私は、この復命書は異議ないのであります。今日は関係の大巨も、國警からもおいでになつておりませんが、私はその方面に二、三、この復命書を本としてたしかめたことがあつたのであります。それは自治体警察と國家警察との連絡の關係、通信設備の問題、警察の裝備の問題、それらに対して質問したかつたのであります。が、きようは関係の人たちがおいでになつておりませんから、文書をもつて委員長まで質問書を提出いたします。次の機会でもけつこうでありますから、委員長の方においてそのおとりはからいをお願いいたします。この現地調査に出かけられましたところの復命書は、これ以上である。福島縣に起きたところの事件の真相はこれ以上であるから、現地に一週間以上もおつて細かく調査して來た關係から見ましても、これは適當な復命書で、何ら異議ない、こつういふことを申し上げてお

く次第であります。

○川西委員長代理 ちよつと御相談いたしますが、これはこの通り出すわけではないわけでありまして。議長へ提出いたしますところの報告書その他につきましては、皆さんのお話を伺ひまして、字句その他を整理して提出したいと思ひます。單なる字句の問題で中心の問題に關係がないことは、あとで理事会でも話合つたらよいと思ふのですが、どうですか。

○立花委員 早速最初にこの事件の名で、平警察署不法占拠事件といふとありますが、この報告書の中には不法占拠といふ事実が何もないわけですが、たとえば退去命令を出したといふことはお触れになつておりませんし、警察署の中に入りましては、雨が降つておつたので、許可を得て入つたことになつておるので、どういふ事実から不法占拠といふことをお出しになつたのかどうかお聞きしたいと思ふのです。

○川西委員長代理 立花君にちよつと申し上げますが、これにつきましては後刻理事会を開いてお話ししたいと思います。

○谷口委員 その復命書につきまして、警察當局は、私どもの調べたところによるとと大分違つたところがあるので、そつういふ点で問題になるわけなのであります。その前に大内さんにお尋ねしたいのですが、この調査をなさるときに、集められ、調査された人々がこの報告に書いてございます。これを見ますとこのことをやつていた人々、すなわち民主團體側の方の人を調べてない。それはどういふわけで当事者の一方である連中を對象にされなかつたのか。

○大内委員 その際はすでに警察の方から召喚状が出たり、逮捕命令が出たりしたために、潜伏しておつていなかつたので、調査できなかったものであります。

○谷口委員 いなくて調査できなかったといふやうな答えであります。実は六月三十日の不法占拠というように言われておりますが、表に集まつていた人々が署内に入つたことにつきまして、署長の了解のもとに雨が降るので入つた。もう一つ署側から暴力團が日本力などを持つて押しかけて來るといふ情報があつたので、一部は掃り、二部は中に入るといふことについて署長の了解を得たといふことになつてゐる。従つて署長の了解を得てみんな入つたといふやうに私は報告を受けております。外にいる連中は雨が降るので、交渉員は中で交渉しておる。そこで君たちばかり中に入つておれたをすぶぬれにさしておるのはいしからぬ。君たちもおれたち同様に外に出て交渉するか、おれたちも中に入れてくれるか、どつちかにする、こつういふ要求を外にいる連中が出した。署長はこつういふことを言つてゐる。あまりいいことではないけれども、しかし交渉室の二階に上つてくれと困る、下でならばよろしいといふので入つた。こつういふことになつておる。このことは署長がそつう言つてゐることをはつきり私どもの受取つておる報告に書いてゐるわけでありまして。これは署長が言わないと言へば署長が問題にするかと思ひますが、こつういふ点で大内さんのお調べになりましたこと、私どものところにも來ておる報告とは相違があ

るのであります。これを明らかにしないことには、単に一、二の字句の問題を立花君が申しましたけれども、こういう根本的の点がある。一例をもちまして、了解を得て入つたとすれば不法占拠にはならない。許可が出ないならば、あるいは不法占拠になるかもしれないが、この根本的な点が大内さんの報告を私どもの受けている報告と違ふわけですね。こゝういふことがもう少し全体を審議しなければ承認できないという根拠になる。なぜ私どもはそういうことを言うかという、壁新聞の許可を受けて、それを人が集まつたりなんかするんで交通妨害になるからとりのけるということが事の起りで、こちらの受けている報告と、ここに書いてある報告との間に、署長の食言と申しましようか、そういう点で根本的に問題になることが問題になつていないわけでありまして、また許可を取消したという問題につきまして、なぜ取消したかという問題を追ひ詰めて行きますと、実は警察側に非常に不当があるというところが明らかになるわけなのであります。そういうことをやはり問題にしないといふ、こゝういふふうに簡単に不法占拠というふうに断定するやうな報告がこの委員会でも可決され、承認されたといふことになりまして、やはり今後の民衆運動にとつて非常に大きな問題になつて来る。それこそ菅家さんやないけれども、憲法違反云々という問題が出て来るわけでありまして、そういう点で私どもはこの報告書につきましては承認しがたい。特に逃げておつたか隠れておつたかしりませんが、当事者の一方の意見を全然聞いていない。一方を聞いていないといふことで、この報

告書が出ていることは、根本的にこの報告書の欠陥を暴露するものでありまして、そういう点でもつと審議しなければこれを承認することはできない。ただ単に言葉しりとか何とかを言つてゐるのではないのであります。

が、この程度でどうですか。

○谷口委員 大内君がこの委員会を代表して行かれただけに、私はわからないことを聞く義務がある。それでなければこれをこの委員会でも承認するわけにはいかない。

○川西委員長代理 承認しなくてもいい。理事会に一任してはどうですか。

○谷口委員 しかし今委員長はこれを認めてよろしいか、異議ありませんかとおつしやつたでしよう。だから異議があると言つた。どういふ異議があるかを聞かなければ……。私どもは責任がある。

○川西委員長代理 具体的なことにつ

きましては、ここで御両者の見解が違

いまして、真相を明白に判定する材

料がないじゃないですか。

○谷口委員 問題は今管家委員のおつ

しやつたことについて、私は大阪事件

のときの管家委員のとられた態度に敬

服しておる。これは管家君がぼくらを

そう言つたからそう言うのじゃなく、

あのときの報告は、ぼくはいかに客観

的に物事を見ておるか、その点に敬服

したのである。民自党も共産党もない、

事実を事実として認めること、その点

に敬服した。ところが大内さんに申し

上げて非常に恐縮であります。少く

ともここには当事者の一方のあれがな

い。他方だけあつて当事者の一方がな

い。こゝういふ報告、ここに事実を書

かれてゐるのかもしれないが、その基

礎において当事者の一方をいかなる理

由があるにしろ、調べないでつくつた

報告書を、私どもは簡単に認める

わけには行かない。これはどつぱな

証拠はないとこの報告に書いてある。

当事者の一方がない、当事者の一方を

総合することにはたいと思ひまする

が、この程度でどうですか。

○谷口委員 大内君がこの委員会を

代表して行かれただけに、私はわから

ないことを聞く義務がある。それでな

ければこれをこの委員会でも承認するわ

けにはいかない。

○川西委員長代理 承認しなくてもい

い。理事会に一任してはどうですか。

○谷口委員 しかし今委員長はこれを

認めてよろしいか、異議ありませんな

とおつしやつたでしよう。だから異議

があると言つた。どういふ異議がある

かを聞かなければ……。私どもは責任

がある。

○川西委員長代理 具体的なことにつ

きましては、ここで御両者の見解が違

いまして、真相を明白に判定する材

料がないじゃないですか。

○谷口委員 問題は今管家委員のおつ

しやつたことについて、私は大阪事件

のときの管家委員のとられた態度に敬

服しておる。これは管家君がぼくらを

そう言つたからそう言うのじゃなく、

あのときの報告は、ぼくはいかに客観

的に物事を見ておるか、その点に敬服

したのである。民自党も共産党もない、

事実を事実として認めること、その点

に敬服した。ところが大内さんに申し

上げて非常に恐縮であります。少く

ともここには当事者の一方のあれがな

い。他方だけあつて当事者の一方がな

い。こゝういふ報告、ここに事実を書

かれてゐるのかもしれないが、その基

礎において当事者の一方をいかなる理

由があるにしろ、調べないでつくつた

報告書を、私どもは簡単に認める

わけには行かない。これはどつぱな

証拠はないとこの報告に書いてある。

当事者の一方がない、当事者の一方を

総合することにはたいと思ひまする

が、この程度でどうですか。

○谷口委員 大内君がこの委員会を

代表して行かれただけに、私はわから

ないことを聞く義務がある。それでな

ければこれをこの委員会でも承認するわ

けにはいかない。

○川西委員長代理 承認しなくてもい

い。理事会に一任してはどうですか。

○谷口委員 しかし今委員長はこれを

認めてよろしいか、異議ありませんな

とおつしやつたでしよう。だから異議

があると言つた。どういふ異議がある

かを聞かなければ……。私どもは責任

がある。

○川西委員長代理 具体的なことにつ

きましては、ここで御両者の見解が違

いまして、真相を明白に判定する材

料がないじゃないですか。

○谷口委員 問題は今管家委員のおつ

しやつたことについて、私は大阪事件

のときの管家委員のとられた態度に敬

服しておる。これは管家君がぼくらを

そう言つたからそう言うのじゃなく、

あのときの報告は、ぼくはいかに客観

的に物事を見ておるか、その点に敬服

したのである。民自党も共産党もない、

事実を事実として認めること、その点

に敬服した。ところが大内さんに申し

上げて非常に恐縮であります。少く

ともここには当事者の一方のあれがな

い。他方だけあつて当事者の一方がな

い。こゝういふ報告、ここに事実を書

かれてゐるのかもしれないが、その基

礎において当事者の一方をいかなる理

由があるにしろ、調べないでつくつた

報告書を、私どもは簡単に認める

わけには行かない。これはどつぱな

証拠はないとこの報告に書いてある。

当事者の一方がない、当事者の一方を

総合することにはたいと思ひまする

が、この程度でどうですか。

○谷口委員 大内君がこの委員会を

代表して行かれただけに、私はわから

ないことを聞く義務がある。それでな

ければこれをこの委員会でも承認するわ

けにはいかない。

○川西委員長代理 承認しなくてもい

い。理事会に一任してはどうですか。

○谷口委員 しかし今委員長はこれを

認めてよろしいか、異議ありませんな

とおつしやつたでしよう。だから異議

があると言つた。どういふ異議がある

かを聞かなければ……。私どもは責任

がある。

○川西委員長代理 具体的なことにつ

きましては、ここで御両者の見解が違

いまして、真相を明白に判定する材

料がないじゃないですか。

○谷口委員 問題は今管家委員のおつ

しやつたことについて、私は大阪事件

のときの管家委員のとられた態度に敬

服しておる。これは管家君がぼくらを

そう言つたからそう言うのじゃなく、

あのときの報告は、ぼくはいかに客観

的に物事を見ておるか、その点に敬服

したのである。民自党も共産党もない、

事実を事実として認めること、その点

に敬服した。ところが大内さんに申し

上げて非常に恐縮であります。少く

ともここには当事者の一方のあれがな

い。他方だけあつて当事者の一方がな

い。こゝういふ報告、ここに事実を書

かれてゐるのかもしれないが、その基

礎において当事者の一方をいかなる理

由があるにしろ、調べないでつくつた

報告書を、私どもは簡単に認める

わけには行かない。これはどつぱな

証拠はないとこの報告に書いてある。

当事者の一方がない、当事者の一方を

総合することにはたいと思ひまする

が、この程度でどうですか。

○谷口委員 大内君がこの委員会を

代表して行かれただけに、私はわから

ないことを聞く義務がある。それでな

ければこれをこの委員会でも承認するわ

けにはいかない。

○川西委員長代理 承認しなくてもい

い。理事会に一任してはどうですか。

○谷口委員 しかし今委員長はこれを

認めてよろしいか、異議ありませんな

とおつしやつたでしよう。だから異議

があると言つた。どういふ異議がある

かを聞かなければ……。私どもは責任

がある。

○川西委員長代理 具体的なことにつ

きましては、ここで御両者の見解が違

いまして、真相を明白に判定する材

料がないじゃないですか。

○谷口委員 問題は今管家委員のおつ

しやつたことについて、私は大阪事件

のときの管家委員のとられた態度に敬

服しておる。これは管家君がぼくらを

そう言つたからそう言うのじゃなく、

あのときの報告は、ぼくはいかに客観

的に物事を見ておるか、その点に敬服

したのである。民自党も共産党もない、

事実を事実として認めること、その点

に敬服した。ところが大内さんに申し

上げて非常に恐縮であります。少く

ともここには当事者の一方のあれがな

い。他方だけあつて当事者の一方がな

い。こゝういふ報告、ここに事実を書

かれてゐるのかもしれないが、その基

礎において当事者の一方をいかなる理

由があるにしろ、調べないでつくつた

報告書を、私どもは簡単に認める

わけには行かない。これはどつぱな

証拠はないとこの報告に書いてある。

当事者の一方がない、当事者の一方を

総合することにはたいと思ひまする

が、この程度でどうですか。

○谷口委員 大内君がこの委員会を

代表して行かれただけに、私はわから

ないことを聞く義務がある。それでな

ければこれをこの委員会でも承認するわ

けにはいかない。

○川西委員長代理 承認しなくてもい

い。理事会に一任してはどうですか。

○谷口委員 しかし今委員長はこれを

認めてよろしいか、異議ありませんな

とおつしやつたでしよう。だから異議

があると言つた。どういふ異議がある

かを聞かなければ……。私どもは責任

がある。

○川西委員長代理 具体的なことにつ

きましては、ここで御両者の見解が違

いまして、真相を明白に判定する材

料がないじゃないですか。

○谷口委員 問題は今管家委員のおつ

しやつたことについて、私は大阪事件

のときの管家委員のとられた態度に敬

服しておる。これは管家君がぼくらを

そう言つたからそう言うのじゃなく、

あのときの報告は、ぼくはいかに客観

的に物事を見ておるか、その点に敬服

したのである。民自党も共産党もない、

事実を事実として認めること、その点

に敬服した。ところが大内さんに申し

上げて非常に恐縮であります。少く

ともここには当事者の一方のあれがな

い。他方だけあつて当事者の一方がな

い。こゝういふ報告、ここに事実を書

かれてゐるのかもしれないが、その基

礎において当事者の一方をいかなる理

由があるにしろ、調べないでつくつた

報告書を、私どもは簡単に認める

わけには行かない。これはどつぱな

証拠はないとこの報告に書いてある。

当事者の一方がない、当事者の一方を

総合することにはたいと思ひまする

が、この程度でどうですか。

○谷口委員 大内君がこの委員会を

代表して行かれただけに、私はわから

ないことを聞く義務がある。それでな

ければこれをこの委員会でも承認するわ

けにはいかない。

○川西委員長代理 承認しなくてもい

い。理事会に一任してはどうですか。

○谷口委員 しかし今委員長はこれを

認めてよろしいか、異議ありませんな

とおつしやつたでしよう。だから異議

があると言つた。どういふ異議がある

かを聞かなければ……。私どもは責任

がある。

○川西委員長代理 具体的なことにつ

きましては、ここで御両者の見解が違

いまして、真相を明白に判定する材

料がないじゃないですか。

○谷口委員 問題は今管家委員のおつ

しやつたことについて、私は大阪事件

のときの管家委員のとられた態度に敬

服しておる。これは管家君がぼくらを

そう言つたからそう言うのじゃなく、

あのときの報告は、ぼくはいかに客観

的に物事を見ておるか、その点に敬服

したのである。民自党も共産党もない、

事実を事実として認めること、その点

に敬服した。ところが大内さんに申し

上げて非常に恐縮であります。少く

ともここには当事者の一方のあれがな

い。他方だけあつて当事者の一方がな

い。こゝういふ報告、ここに事実を書

かれてゐるのかもしれないが、その基

礎において当事者の一方をいかなる理

由があるにしろ、調べないでつくつた

報告書を、私どもは簡単に認める

調べずに書いて、それがすべて客観的に正しいと私どもは考えられない。結果において正しいにしても、当事者の一方、最も中心になつてゐる連中の方の意見、調査が一つもない。ないといふことは本人がおつしやる。理由は逃がしたとか何とかやむを得なかつたとおつしやる。けれどもないのが客観的事実だ。そういうものを私どもはそう簡単に承認はできない。結果はその連中を調査して、あるいは管家君の言われるように、もつと民主側側に都合の悪いことが結果として出るかもしれない。しかし少くともこの報告書には当事者の一方があつて他方がないといふこと、このことによつて、この報告書が客観性が欠けておるといふ結論が簡単に出る。それを簡単に承認せよといふわけにはいかない。検事局で調べれば出るでしょう、これは両方とも調べる。ところが一方がないといふことを本人がおつしやつてゐる。

○川西委員長代理 承諾するのではなく、理事會に一任して双方の意見をまとめようと思つてゐる。

○管家委員 今の谷口委員のお話でありますが、この種の事件においては、大阪事件などとは違ふのであつて、ただちに暴行、脅迫を加へた者の調査をするといふことは、行政委員会としてはでき得ることだ。何となれば平事件も、郡山事件も、福島事件も、その指導者となつた、首魁者となつたおのなる者が全部姿を消して、姿を消さない者はただちに逮捕命令によつて逮捕されてゐる。どうしてこれを行政委員会が調べることができましようか。どなたが行つてみたところでこれを調査をするすべではないのであります。

警察でさえもその人たちを探すのに困つてゐるのに、行政委員会の者が行つて聞いて来て、労働者の者が、共産党の中心になつた者がいないと言つても、探す方法はないじやないか。だれが行つてもこの調査といふことはなし得ざるものである。これがないからといつて客観性を失つた復讐書とは言えない。かかる場合においては一方だけ、ここに連ねてゐる人だけの調査であつて、それ以外の者はなし得ざるものである。いかなる方法でやるか。行政委員会としてはそれらのものは聞けなかつた。今平事件においては大多数の人が逮捕されてゐる、郡山事件でも同じである、それだからこれはこの聞けた範囲内において、これに誤りがあるといふならば、この復讐書は承認できないといふことはいいのであるが、それらを聞けなかつたから認めないといふ議論は決して成り立たない。私はやはりこれはそれらのものの調べがつかなくつた報告であるから、これをいかなる取扱いにするかといふことは、委員長の言われる通り、理事會において決定してよからうと思つてゐます。今あらためて調査の方法があるならばよいのであります。そんなことこの事件をいつまでも何年もかかつてやつておるわけにはいかない。すでに刑事事件となつて、これは今調査中のことであるから、何もこれがないからといつて、これが正しくない復讐書であるといふようなことは私は言えないと思ふ。

○川西委員長代理 この程度でどうです、谷口君。

○谷口委員 そうはいかない。今管家君のおつしやつたことは私もそのまま

認めます。どうも逃げたり、いなかつたり、つかまつたりして、だれが行つても調査できない。だから結果においてこの復讐書といふものは一方的なものになつてゐる。これは明らかだ。実はだれがやつても調査できないだろう。もしこの復讐書が平事件の報告でなくて、平事件に関する警察側の言い分だといふことだつたら私も認めましよう。しかしそうでなくて、一方を調査しないで、一方だけ調査して、それが平事件の全貌だといふように解釈されるのでは、私どもは認められない。もしこれが警察側の意見であるといふならば私も認めます。そうでない限り、これが調査できなかったのは事実だ。一方側、民主主義側を調査できなかったのは事実だ。これはみな認めておる。これは一方的な意見だといふのなら私は喜んで認めます。しかしながらこれが平事件の全体だといふことになつては私どもは認められない。

○門司委員 非常に議論になつておりますが、この事件はすでに司直の手に移されておる事件であると思ひます。し、従つてこの事件の正確を期しようとするならば、それらの判決、それらの取調べの終るまで待たなければ、私はおそろく真相はいずれの角度から見てもわからないと思ふ。われ／＼が主観的な立場に立つて議論をするといふことになりまうと、おそろく議論の仕方はないものであります。ただ現在の問題は、見て來られた人がどういふ状態で見つて來たといふことを、本委員会

が認めるかどうかといふことにかかつておる、私はどう考へておる。従つてこの内容の中に多少なりとも、お互い

のそうした範圍において認め得るものがあつて、これをまとめて行くといふことは、私はこれを後日の理事會に議つてもらいたい。もう少しこれをききに直してもらいたい。そして申し上げますのは、先ほども指摘されました四ページの問題であります。この平市の理由その他の状況といふようなことの中に、こういうものが書かれておる。それは民度が低いとか低いといふことは、みづからの見方でありまして、そういうものがこの問題の原因であつたといふが、私は必ずしもそれがほんとうの原因じやなかつたと思ふ。それはただこういう問題が起る一つの過程の上になつてゐるものが利用されたものであつて、決して民度が低いからこういうものが起つたといふことではなくて、これはこの一番先に書いてある地理その他の状況といふ所にあつてはまると私は思ふ。そういう感じがします。ので、こういうものはやはり率直に事件だけを御報告願ひたい。そして將來の問題としてこれらを研究する余地は十分私はあると思ひます。従つてこういうものは除いてもらいたい。それから次の問題であります。五の將來の対策であります。これは非常に重要な問題であります。ほんとうに委員会がやはり何日もかかつてここでよくお互いが練り直さないと、ただこれを見て來られた諸君だけの主観的の立場から、これが委員会の報告であるといふようにみなされれば、非常に委員会に迷惑であると思ひます。この点は十分報告書の中に氣をつけてもらいたい。こういうことが書かれて、將來の対策といふことが、このまま報告されるということになりますと、われわれ

もこの問題で非常に異議がある。警察制度の問題でも非常にやましい問題であります。ただこれを調査された方の主観的の私見であるといふことなら何も問題はないが、委員会の意見であるといふことになる。非常に大きな問題であると思ひます。これは氣をつけてもらいたいと思ひます。従つてそういうふうに取り扱いをお願いいたします。

○川西委員長代理 それではこの復讐書を基本にいたしまして、さらに理事會で相互研究、検討をして、字句の整理その他をやることにいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○川西委員長代理 それでは異議ないものと認めまして、理事會に一任することに決しました。

次に、先般、七月初旬以來各地に出張されたた國政調査の報告は、次回の委員会においていたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○川西委員長代理 次回の委員会は次の次の水曜日になりますところの八月三日に開きたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○川西委員長代理 それでは次回は八月三日午前十時より開催いたします。

次に日程に出ています地方税法の一部を改正する法律案は、前の議員提出で出したものであります。これは次会に延ばしたいと思ひます。御異議ありませんか。

○門司委員 私ちよつとお願いしたいのですが、本日の日程になつておりま

「異議なし」と呼ぶ者あり」

す地方財政に関する問題と、地方税に
関する問題を委員長に取上げていた
で、さいわい萩田財政部長がおいで
になつておられますので、その関係の質
問なり、あるいはわれ／＼の考へてお
ることを申し上げて、われ／＼の委員
会としては話を進めたいと思ひます
が、さうにとりかはらつてもいい
と思ひます。

○川西委員長代理 それではせつかく
萩田さん來られておられますから、特に
御質問のある方はお許しいたします。

○門司委員 この場合特に聞いておき
たいと思ひますことは、地方の財政は
まつたく行き詰まつております。こと
にこの前の委員会でも、神奈川縣の五市、
鎌倉、小田原、藤沢、平塚、茅ヶ崎の五
つの市の市会が財政委員長並びに市の
当局が出て参りまして、ここに陳情い
たしました通りであつて、實際本年度
の地方予算といふものは、大体一年の
予算を組んでおられるのでありま
して、多いのはたいがい六箇月くらい
の暫定予算しか組んでいない。これは
地方財政がどういふふうになるかとい
う見透しがつかなかつた。ことに重要
な問題は、地方配付税がどういふふう
になるか見透しがつかなかつた。地方
配付税は御承知のように地方財政の中
ではその歳入の大体二割六、七分ない
し多い所は三割、あるいは四割を配付
税で占めております。その配付税がど
う決定するかわからぬうちに予算を組
めないといふので、現実の問題として
は、おそろく六箇月くらいの予算しか
組んでない。六箇月くらいの予算しか
組んでないといふことになりま

場合今のような状態では、おそろく
地方予算といふものはやつて行けなく
なる。地方自治体はまつたく財政的に
行き詰まる。その方面を支持つておい
でになります当面の責任者として、萩
田部長はどういふふうにお考えになつ
ておるか、その考えを一應お聞きし
ておきたいと思ひます。

○萩田説明員 本年度の地方財政の運
営につきましても、ただいまおつしや
いましたような欠陥が相当現われてお
ると思ひます。従ひまして
今度國稅、地方税を通じての税制改正
がある。この際一應財政につきまして
も何らかの措置を講じたいと思ひまし
て、目下研究中でございます。

○門司委員 税制の改革が行われまし
ても、實際問題といひましては、國
家予算に改革を加へない限りは私は非
常に困難だと思ひます。問題は税制の
改革をして來年度からこういふふう
にするとかいふことは間に合わないの
であります。今年の九月以降の地方行
政をどうするかといふことが問題であ
つて、従つて私の聞きたいこと
は、自治體はさういふ意味から、國會
の開催をどういふふうにお考えになつ
ておるかといふこととあります。私は
財政的の処置をしよとするならば、
現在の予算に何らかの処置をする以外
に手がなかりと思ひます。この点につ
いて國會の開催の時期その他について
率直な意見を、ひとつ聞かしていただ
きたい。これは政府当局としては非常
にむづかしいかもしれませんが、しかし一應
のあなた方の立場から、内閣の意向と
か、総理大臣のものの考え方というこ
とは別として、あなた方から率直な意
見をこの際お聞きしたいと思ひます。

○萩田説明員 税制の改革と申しまし
たのは、單に地方税法の改革だけでは
ありません。配付税法あるいは國庫の
予算等につきまします補正、こういうこ
とを含んで申し上げたつもりでありま
す。そういう意味でありますから、わ
れわれといひましては、できなけれ
ば早くこのような改正のできることを望
んでおるのであります。たださうした
めに國會をいつごろ開くかということ
は、ちよつと私から申し上げかねる次
第であります。

○立花委員 財政の具体的な問題でひ
とつ御答弁願ひたいと思ひるのであり
ますが、各町村をまわつて、一番問
題になつておりますのは、六三制の費
用の問題なんでありま。各町村で政
府がお出しになる、早く建てるとい
うことで建てた金のおと始末が、百万円、
二百万円と、小さい町村でも幾つてお
りまして、これが各町村の頭痛の種と
なつておりますが、この問題に關して
どういふ処置をお考えになつておりま
すか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○萩田説明員 今年補助金なり、起債
なりがもたらせるものと當てにしまし
て、建築を進めてしまつた。しかもそ
れがだめになりましたので、その財源
をどうしたらいいかという問題が、各
地であることを承知しておるのであり
ます。それには根本的に、公共事業費中
の六・三制の建築費に對します補助
金を追加するとか、あるいは地方債の
わくを拡張するとか、あるいは見返り
資金の運用なりを考へる、こういう方法
が考へられると思ひますが、いまだそ
れに對して――これは主として文
部省の問題になりま。まだはつき
りとは確定しておらぬのであります。

○千葉委員 今の萩田さんの門司委員
に對します御答弁ですが、抽象的で
私どもにはわからなかつたのでありま
す。從來地方税法を立てますときに
せつかく地方の税に關係するあなた方
が立てたやつが、大蔵省でつぶされて
しまふのです。大蔵省關係にみなつ
ぶされてしまふ。そこでいつでも地方
がばかを見るという從來の欠陥があつ
たのです。今度シャープさんが、全体
の國稅体系を立てる、また地方財政を
立てるといふのに、今の見通しではま
たつぶされやしないかという感じがす
るのですが、その間のことをみなこの
委員会の方では應援するのですから、
少しづつくらんに、今の見通しをお
聞かせ願つて、この行政委員會の協力
を求めるといふような程度まで行つて
いるのであるか、あるいはあなたの方
かへ考へておられるやつが、無事に
向うの方に實現の可能性があるかどう
か、ということに對する見通しの問題
を、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○萩田説明員 ごもつとものことと思
ひますが、ただいま政府といひまし
ては、しつかりした成果ができてお
りません。ただ先般開いておりました
る税制審議會、これは政府側に入つて
おりませ。議會、そのほか學識経
驗者、これより成つておりました、衆
議院の塚田委員が会長をやつておられ
ます。この審議會におきまして、中間
的ではあります。一應の結論が出た
のであります。ただその内容につきま
してはまだ審議會の方で発表されるな
り何なりきまつておりません。ような次
第でありますので、私からそれを申し
上げるというのはいかと思ひます
が、ただ大きな方向としましては、そ

の中に盛り込まれた思想は、地方財政
につきまして相當の改善を加へるとい
う案になつてゐるようでありま。すの
で、この案が政府におきまして採用に
なり、しかも國會において成立いたし
ますならば、相當地方財政につきま
してもよい結果が出るのではないかと考
えております。たださういふ段階でこ
ざいますので、今私からその点につ
きまして具体的に申し上げるのはいか
かと思ひますので、その程度に御承知
願ひたいと思ひます。

○大泉委員 先月二十日前後に襲いま
したデラ台風のことにつきまして、私
ども京都、四國、中部地方に觀察に参
つたのであります。たゞ／＼非常にデ
ラ台風の損害に對して、政府に窮狀を
訴へたいという切実な声がありまし
た。自治體といひましては、この地
方の損害に對するどんな財政的処置を
とつておられるか。これを簡単に伺
いた。

○萩田説明員 今般南の方を襲いまし
たデラ台風の損害が相當多うございま
したので、これにつきまして自治體と
いたしましては、各省間及び地元府縣
間のあつせんという意味におきまし
て、まず財政的の措置を考へたのであ
ります。これにつきましては、根本的
には公共事業費の増額、あるいは地方
債のわくを拡張するといふようなこと
が必要なのであります。それには相
當の時日を要します。しかも今回の
災害は、この秋の出水期に對しまし
て相當の措置を講じま。また秋
にひどい災害を受けるおそれがあり
ますので、さしあたり大体十億程度の
ものを、現在の公共事業費の五百億円の
うちから融通して出す。それに対して

半額程度の地方債を現在のわくから出す。そのほかに、公共事業費以外の種類の災害復旧に對しましては、やはり地方債を五億程度出す。合計二十億程度の財源をこれ集めて、それを用途に公共事業費のきりかえ等を研究中でありますので、それもある程度時日を要しますので、すでに十日ばかり前に、それを見返りにいたしまして、十億程度を、特に災害のひどい府縣に對しまして預金部の資金より現金を融通して、さしあたりの工事を進めさせるというようなことを講じております。

○大泉委員 私ども委員といたしましては、早急にこの援助を促進してもらいたいというのを希望いたします。次に先ほど各委員から地方財政の窮乏状況については申し上げておられますが、やはり國の財政方面から、これをやりくりしなければならぬというのが現実であります。今までも私どもが觀察にまつた範圍内では、非常に窮乏の度合いがはげしくあつた。しかしして自治體に對する地方の事情としてどんなことに、訴えて來られてゐるか。自治體としてこの訴えられる窮乏と、それからそれに対する総合的な地方財政の処置は、断片的には伺ひましたけれども、これを次の國會にどういふうに救済の道をはかれるかといううな、自治體の考え方をこの際承つておきたいと思ひます。また私どもが各地方を視察して参つたのは、この次の委員会で総合的に報告もし、またあるいは自治體に對する要望もしたいと思ひますけれども、今日までの自治體に集まつた範圍内のことを率直に承りたいと思ひます。これはわれ／＼聞いて

おりますけれども、自治體としては、やはり各地方全体のものゝ総合的に承つておると思ふのであります。それを聞きしたいのであります。

○萩田説明員 われ／＼地方財政の状況は、抽象的に、總括的には、大體数字的にも見当がつきます。それから個々に特に窮乏を訴えられて來るところに對しましては、その資料等も持つておりますが、ただ具体的に各團體がどうなるかというところは、実はまだ的確な資料を把握しておらぬのであります。と申しますのは、地方債の總額、あるいは配付税の總額はきまつておりますが、はたしてある團體に對しまして、どれだけの額が配當になるものかといふことは、今われ／＼ではまだ計算しておらぬのであります。ただ最近になりまして、ようやく國庫補助の金額の各縣別の割當もきまつました。それに應じて地方債の割當もきまつりました。それから配付税の額も大體本月中には府縣分がきまつます。來月の半ばごろまでは市町村分がきまつます。こういうふうになりますと、いよいよ具体的にその縣なり、市町村なりの財政を、どうやうに行かすかといふ数字が集まるわけでございまして、それを見まさんと的確なことは申されないのであります。抽象的にあります。結局先ほど門司委員のおつしやいましたように、俸給が全額組んでないといふようなところは、今度の税制改正、この間行われました地方税改正、あるいは配付税の額の決定等によりまして、はたしてそのような経費まで含めるかどうかといふようなことも起つて來ると思ひます。そういうところは相当高い標準率の超過課税をやらな

ればならないといふようなことも起つて來ると思ひます。最も問題になりま

すのは、五百億の公共事業費を地方に支出いたしますと、大體そのうちたしか三百五十億程度が、地方に對する補助金になつております。そうしますと二百五十億程度のものを地方が出しまして、公共事業を執行するのであります。その二百五十億は従前ですと大體地方債に當るのですが、今回は地方債のわくが縮小されておる。しかも事業はそのまゝやることになりま

おりません。大阪府で三百名くらい

の整理をしなければならぬといふこととで、しかも定員條例を定めなければならぬといふことに考へられておる。その原因をよく突きとめてみると、これはどこでも同じだと思ひますが、現在の狀態で非常に地方配付税が減つておるといふ一つの脅威と、もう一つは政府から指示して來た地方も行政整理を行へといふような指示がある。その指示に従わないうで地方の行政整理を行わなければ、今でさへ減つておる配付税がなお減るんじゃないか。そうするとまたたく財政的に困るんじゃないかといふようなもの考へ方で、いたずらな地方の摩擦を起しておるんじゃないかと思ふ。地方の狀態は政府からそうやましく言われませんが、地方の自治體には必要以外の人間はいないはずであります。ことに日本の地方自治體の財政といふものは、從來から非常に苦しいのであります。おそれる私はこの公共團體に行つても、そうあるほど人員を必ず雇つていないと思ふ。そういうことはまたできないと思ひます。にもかかわらず、地方定員條例といふものを設けて、そして必要以上の摩擦を今地方に起させておるその原因は、地方財政に、政府の指示に従わないう者は配付税を減すのだといふことに、大體原因があるのではな

でに全部定員條例をこしらえておかないと、配付税が非常に減らされる。その脅威にさらされておる。その結果いたずらなる摩擦を起しておるといふ結論になると思ふのであります。その点に關してどういふふうに考へてゐるのか。そういう指令を出したかどうか。

○萩田説明員 地方職員の行政整理の問題につきましては、政府の方の行政整理がきまつましたと同時に、同じような方法でやつてもらいたいといふことを強く勧奨いたしまして、政府のやり方を詳細に地方に通知してあります。地方によりましてはそれによりまして、やはりこれも政府職員と同じように、定員條例といふものをつくることになつて、目下そのような條例が縣会、市町村会あたりに出ておるとも考へております。ただ地方におきましては、國の官吏と違ひまして、すでに過去一年、二年の間に相當定員の一定員と申しますより定員の増加を抑制しておりますので、政府の指示通り三割、二割といふような線によりまして整理いたしまして、實際整理される数は、そう大したことはないといふ現在の状況でございまして、それに対して、こちらでどういふ態度をとつてゐるかといふお話でございしますが、われわれとしましては、政府も苦しいところを忍んで、行政整理をやるのでありますから、地方團體もこれになつてやつてもらいたいといふことを強く期待しておるのであります。もちろんそれに対して命令するとか何するといふ權利はありません。ただ今お話の中の、地方財政法の規定との關係であります。これは具体的の場合にならな

ころがみな相当の整理をする。國も整理するといふときに對しまして、ひとりある團體が整理しない。しかもその團體で起債も必要である。配付税も必要であるといふうちに、財政にゆとりがないといふやうなものに對しまして、そのやうな整理をいたさないやうな場合には、あるいは地方財政法の規定を適用して、配付税を還付してもらふといふやうなことが起るかもしれないが、それは具体的な問題でありまして、一般にはただちにそのやういふやうになることは考へておりません。

○門司委員 その間の問題で、具体的にやらなければいけません。配付税が、私の聞いておりますのは、そのやういふことの片鱗でも、あるいは政府の今の地方の職員の行政整理に対する通達の中に、入れていられないかどうかといふことであります。これは非常に大きく響いております。先ほど言われます地方の行政整理というものは、何も中央から定員條例をつくれといふことを強く要請されなくても、地方の自治体におきまして、やるべきことは今日までやつておるのであります。ことに今日までの地方自治体というものは、中央の問題とは別に、ほとんどの自治体でも實際問題としてやつて行けない自治体がたくさんありますので、これが冗員をたくさん持つておるとは考へられない。さらにもう一つの問題が起つて来ておりますのは、今のやうなお話でありますので、地方の公共團體はこしはばくの間は雇入れをさしとめておる。こゝういふ結果はどういふことになるかといふと、一面から見れば老練になる人が多いといふ見方ができるかもしれませんが、役所の中の空

氣は非常に沈滞するのでありまして、役所自体が一向はつらつとした空氣になつて来ない。こゝういふ点も行政の点にかなり大きな影響を持つておる。大きな自治体は人を入れがたい、何とかしたいが、しかしうかつかりやると政治的にいじめられるのではないかと、行政の面と、財政の面の板ばさみになつて、地方自治体はやつて行けないといふやうに考へます。私の聞いておりますのは、繰返して申します、そのやういふ指示をされたかどうかといふことであります。ただ現われたものに對してそのやういふ処置をとれといふことがもし言われておるとすれば、それもやはり一つの指示だと思ふ。そのやういふことの通達が正式になされておるかどうか。

○萩田説明員 書面では出ておりません。會議の席上ではそのやういふ注意は申してあります。

○藤田委員 簡単に二点だけお伺いしたいと思ひます。第一の点は、先ほど財政部長から御説明がありました通り、國庫補助を伴う地方債の査定は大体終つたやうであります。仄聞するにその比率は府縣廳において要望額の約三割、市町村において約四割五分といふことを聞いております。この配付率からしますと、当然地方公共團體で地方債の配分を返上するといふところが相当出るだらうといふことは、從來の常識から容易に想像されるのでございしますが、もしこの地方債を返上した場合、財政部長はどのような処理をしようとするか、これが第一点であります。

第二点は、從來地方財政委員會事務局で地方債の査定をされますと、それがそのまゝ確定いたしました地方公共團體に参つたのでございしますが、最近大藏省の預金部が自治體の査定に逐一横槍を入れたまゝで、その査定に是正を加えようとするといふやうなことを拜聴いたしました。大藏省はいかなる権限、いかなる論據に基いてかかる容喙をするのか。もしかかる容喙が事實とすれば、財政部長としてはどういふふにこの横槍をチェックするの。非常に現実的な、具体的な二つの点だけを伺ひたいと思ひます。

○萩田説明員 地方債を返上するといふことはないだらうと思ひます。國庫補助もあり、地方債も認められれば、それはないと思ひます。ただその負担分に對して地方債を全額認められないといふことになりまして、國庫補助金の返上を申し出るものがあるかと思ひます。今度の地方債は全部國庫補助のあるものについて認めておるから、それすれば國庫補助もあり、地方債もあるれば、財源としては百パーセントあるものでありますから、これを返上するものはないと思ひます。

それから第二点の問題でございしますが、大体地方債を許可いたしますと、その金は預金部から借りられることになつておることは御承知の通りであります。預金部としては金を貸すという立場において一種の権限を持つておるわけでありまして、しかしわれわれとして、一つの立場から事業の緊急性、團體の財政状況等を見まして、これだけの地方債は起してよい、ことに現在取上げておるものは、すべて緊急性の強いものであるから、そのやうな判定のもとに認めた地方債は、大藏省がさらに調べるという必要はないもの

と思ひまして、この点そのやうな連絡をいたしております。最近そのやうなことを地方團體側から批判の声を聞きますので、さらに大藏省の地方部關係と折衝して、そのやうなことがあれば地方の自主権を制限する、あるいはむだな手續をとらせるので、そのやういふことのないやうに努めたいと思ひます。

○藤田委員 ただいま第二の点に關して、財政部長から地方公共團體の側に立つた御答弁をいただきました。その成果を期待いたしております。もし現狀を放任すれば大藏省の立場が非常に強化される危険があります。私たちは先般の部会でききました地方配付税の配付率の問題に關して、大藏省の態度を非常に不愉快に思つております。先例もあることであります。十分慎重に、強力で折衝されるやうにお願いいたします。

○立花委員 警察の方にちよつとお伺ひしたいのですが、その前に財政の問題に關連して次長の方にお尋ねいたします。私たちこの間自治體ができます場合に、自治労連の代表を入れるといふことを主張したのであります。その根本的な理由としては、いくらか財政の問題が形式的に確立しても、その監督機關あるいは執行機關が、地方の官僚化された部分によつて選舉されておりますと、決して地方の財政もその本來の使命を達することはできないといふ建前から主張したのであります。が、事實そのやうな問題が續々と起つて参りまして、ただでさえ困難な地方の財政を、耐えられないまでの困難に陥れております。一つの例として大阪府新聞を持つております。これは大阪

府新聞で出ております商業新聞であります。その十七日の社説に、大阪府會の實情を發表しております。簡単にすから読んでみます。府會議長を含む大阪府議五名が、さる五月十四日公務出張先の淡路州本市で賭博を開帳したこと

が、六月の定例府會における正副議長改選問題にからむいがみ合ひから暴露され、遂に檢察當局は真相調査の結果、十五日淺野、種田正副議長など五府議を起訴した。關係府議の供述によると、洲本事件ばかりでなく、それ以前にも、有馬温泉や大津雄琴温泉で開かれた議員團總會で、数名の府議が賭博をしてた事實が明らかにされたが、洲本においては醉余とは言へ、大廣間の障子三枚に、吉田首相の似顔から浴槽にある女中の裸體落書などを書きなぐり、一言のあいさつもなく引揚げたといふことである。事實の全容は裁判の結果に待たねばならぬが、かかる乱行は單に個人の私事私行として見るのがしがたいものがある。

第一に公務出張に名をかつて府民の血税よりなる府費數万円を冗費に使つてゐることである。これだけでも府民に対する責任を感じなければならぬ。淺野議長の話によると、この觀察旅行は運営委員會が、慰勞のために残つてゐる運営費七万四千円をこれに充てたとのことであるが、議員の出張と言へば、これまでもしばしばでなや口があつて非難されたものであつた。窮迫した府の台所を建直すために、二百八十九名もの人員整理の断行を余儀なくせしめられてゐる際に、このやうな旅行に濫費しては、職員に対する示しがつかないばかりでなく、税負担に苦しむ府民の納税觀念にも悪影響を與え、財政の引締め府民

は信頼することができなくなる。第二に、この現状が暴露されたとき、浅野、種田正副議長らは賭博事件は事実無根であると、府民に説明したにもかかわらず、起訴されたことは府民を瞞着した結果となるといわなければならない。

このような問題を起した議員は、責任を感じれば、裁判の結果を待たずともよろしく辞職し、府民に対しておわびをすべきである。罪の軽重を理由に辞職を回避するようなことがあつては、府民は納得することができないであらう。

大阪府会では、府民の不信をとりもどすために、裁判の終結を機会に、根本的に府会を刷新すると同時に、人件費の節約だけでなく、財政全般にわたつて合理化をはかるべきことを強く要望するものである。こういう事実がはつきり大阪では現われて来ております。

しかもこれはここにも書いてありますように、今回だけでは足りないということをも、あわせて暴露されております。しかもこのことは私たち民主団体の調査によりますと、決して大阪だけににとどまつていない。こういう問題に關しまして、こういう問題を放置いたしまして、いくら財政の問題あるいは税制の問題を論じても、これは底が抜けているバケツに水を入れるようなもので、何にもならないと思ひます。

が、こういう点に關して自治廳としてどういふお考えをお持ちになつてゐるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○荻田説明員 お話になりましたようなことが事実でありますればそれは地方財政の健全化という面から好ましくないことは当然のことです。こ

ういふ問題につきましては、今拜見しますと、すでに公の問題にもなつてお

りますので、大阪府にも監査委員等の制度もありますから、おのずから自治的な監査が行われるだろうと期待しております。こういうことに一々自治廳から、どうのこうのといふことは考え

ておりません。

○立花委員 さいせんも申し上げましたように、これは一つの事例として申し上げましたので、この問題をつかまえてどういふことはお考えないかも

しませんが、こういう問題が全般的にあるといふこと、これが現在の地方の財政の困窮に一層の拍車をかけてお

るといふこと、これに対する対策をお聞きしてあるのであります。

○荻田説明員 自治廳といつたしましては、このような財政のむだ使いがないようにといふことは、だび／＼地方に指示いたしております。

○立花委員 單にそういう事柄の上の指示だけではなしに、もつと強力な手をお考えになつてやつていただくことをひとつお願いいたしておきます。特に私どもは自治廳の自治委員会ができたときから主張しておりますように、民主団体の代表をやはり自治委員会の

中に入れる。これは現在の條文でも入れられないことはありませんので、そういう方法もひとつの強力な方法だといふことを付言させていただきます。

それから警察法の問題であります。が、七月十三日に各地方あてに通牒をお出しになつておると聞いておるので

す。その内容は緊急の事態における消防と警察との協力の問題ですが、この通牒をお出しになりましたかどうか、お出しになりましたとすれば、通牒の全文を当委員会にお出し願ひたいと思

ひます。十三日における緊急の事態で

おける消防が警察に協力する問題で

す。

○荻田説明員 ただいまの御質問でございますが、あれは消防廳と警察とが

現地で話し合ひをした上で、消防の方から何らかの意味で協力するという建前をとつております。私どもの方からこ

ういふふうにいふとか、ああいうふうにいふとかいふ詳細のことをまだ出して

いないと存じますが、一應應へて参ります。私まだ承知しておりません。

○立花委員 では七月十三日の通牒はお出しになつていないとおつしやるのですか。

○荻田説明員 それは調べて参ります。

○立花委員 あなたがお出しになつていないとは、はなはだおかしいことだと思ひます。これは新聞にも発表されておるうちに、二百万人の消防員を動員するといふことは、日本人にとつて

は重大な問題で、憲法上にも重大な疑義がある問題だと思ひます。あなたが

知りにならぬといふことは、がてんが行きません。それからもしそれが事実といたしまして、今後のことに對しましてお出しになる意思があるのかないのか、たとい出してないにいたしまし

ても、お出しになる意思があるのかないのか、はつきりしていただきたい。

○荻田説明員 大体の中央における話合ひの方針だけは、地方へ知らしてやる必要があると思つております。

○立花委員 そうすれば話し合ひはでき

たわけでございますね。それが成文化されておるのですか。

○荻田説明員 大体の話合ひはできて

おります。

○立花委員 成文化されております

か。

○立花委員 成文化されております

か。

○立花委員 成文化されております

か。

○立花委員 成文化されております

ように出さないと云つておるのではな
いから、至急方法を講じて出してもら
うことにしたいと思ひますが、どうで
しょうか。

○立花委員　出す案についてきまつていないとおつしやいましたが、さいぜんお聞きしますと、話合いがきまつてしまつておるとおつしやつたじやないですか。

○溝淵説明員 大体はきまつておりま
す。

○門司委員 私は増田官房長官にたゞいま問題になつております消防の動員の問題、さらに今回新聞を相当にぎわした、ことに現在の日本の治安の狀態から考へて、非常に遺憾だと考へております齋藤事件と言ふか、國警本部長官に対する事件の内容等についてお聞きをしたかつたのでありますが、本日ここに長官がおいでになつておりますので、非常にこの点を遺憾に考へております。

私が委員長に特別にお願いを申し上げておきたいと思ひますことは、われわれが要求いたしますのは、單に氣まぐれや何かで出しておるわけではありませんで、ことに現在の社會情勢というものは、非常に不安にかられておりますので、これに対処するために私どもは長官の出席を求め、そして意見書を聞くなり、あるいはわれ／＼の所信を申し述べて善処したいという考えを保持しておりますだけに、政府当局がこういう事態においてすら、委員会にすら出て來ないということは不識だと思ふ。われ／＼もまた、ここに何しに來て何をやつておるのか、ほんとうに自分自身を省みて、何とも言えない感じがするのであります。この点はひ

とつきようはおいでになりませんが、今お聞きしてみますと外相官邸は出たというがまだ役所に帰つていない。そうするとどこにおるかわからないから電話のかげようがない。こういうことでは物情騒然たる今日、一体政府の責任がたして満足に果せるかどうかと

り、できれば総理大臣に出てもらつて、
 そうして國會の委員会なり、正式の機
 関を通じて、現在の社會不安に對し
 て、政府はどういう所信を持つておる
 かということを明らかにしてもらいた
 い。この点強く委員長に要求をいたし
 ます。

○川西委員長代理 門司君の御意見は、委員長から政府当局に十分傳達いたすようにいたします。

○立花委員　やはり警察、治安の問題

た取調はなしに、共產党の組織上の問題とか、組織上の役割とかを調べておるといふ報告が出ておりますが、こういうやり方では、非常にこのこと自体が日本の将来にも大きな影響を与えるんじゃないかと思ひます。直接その面に当られました國警といつたしまして、この問題に対してどういふお考えをもつておるか御発表願ひたい。

○溝淵説明員 ただいまの御質問は三鷹の事件についての御質問だと存じます

すが、決して警察は一方的な氣持でやつてゐるものじゃないということだけは申し上げられます。実は御承知のような制度でありますものですから、三鷹町署に應援を依頼されまして、東京都の國警本部の警察が應援をして、現場で捜査本部を設けてやつておるのでございします。二人の被疑者を逮捕いたしました取調をいたしておるということだけは御承知のところであります。これについて証拠がないじゃないかということとでございしますが、これに対するわれわれの承知しておる範囲におきましては、前後における言動等が、かなり容疑があるということから、檢事が裁判所に要求いたしておるのでございします。そうして警察はその命によつて逮捕して、そうして行動しているというようにわれわれは承知いたしておりますが、少くとも物的証拠がなければ証拠にならないというわけではないと思ひます。少くとも判事を納得さすだけの証拠があつたのじゃないか、かように感じております。

たから、次の委員会にこれを譲つて閉会を宣してもらいたい。それからどうも各委員の御意見は委員長において相当尊重されておりましようけれども、委員会の意思というものを、やはりある程度以上尊重して、これを適宜に裁量してもらいたい。また政府委員においても、審議の問題に対して関連性のきわめて薄い問題を、何時間も延ばさされては、こちらは迷惑する。この点を

どうか委員長において、あまり多数の者に迷惑にならないようにとりはから

つてもらいたい。

○藤田委員　ただいまの大泉さんの御発言まつたく同感でございます。私はこの次の委員会にはぜひ名前を指摘してお願ひしたいと思ひます。齋藤國警長官、増田官房長官、樋貝國務大臣にはぜひ御出席をお願いしたいと思います。その三方と同時に、新聞の傳えるところによりますと、來月中旬には早くもシャップ博士の原案ができるという最後の段階になつておるようでございますから、木村國務大臣の御出席をお願いまして、税制改革の進捗状況について、詳細御説明を仰ぎたい。それに基きましてわれわれの批判を加え、また行政委員会としての立場をはつきりさせたいと思ひます。もし以上お願いしました大臣なり、國警長官が出席できないとすれば、地方行政委員会以上し重要な案件を具体的に御説明願ひまして、出席できない理由をはつきりさせていただきたいと思ひます。どうぞ委員長よりこの点よろしく願ひいたしたいと思ひます。

○川西委員長代理　本日はこの程度にいたしましたので散会いたしたいと思います。いががですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○川西委員長代理 それでは散解いた
します。

午後零時四十一分散會